

「労働力が足りず売りたいのだが、買手が見つかからない」こんな悩みをお持ちの方はいませんか。迷わず農業委員会にご相談ください。買手をあつせたいです。このほか、隣接地等の買入れ、農地利用の合理化のた

町が仲立ち 農地の売買

「隣の農地を買おうと耕作上たへん便利になるんだが、でもお金が……」ご安心ください。このような方のために、農地取得資金の貸付制度があります。ただし、この資金を借りる場合には、次のような要件が必要となります。

- ① 借り手が、60歳未満であること。
 - ② 借り手の農業経営面積が、町の平均規模以上（130アール）
 - ③ 取得地が農用地に限る。
 - ④ 取得地面積がおおむね10アール以上。
 - ⑤ 申請前3年間に農地を減少していない。
- ※その他くわしくは、農業委員会でお試しください。

農地流動化奨励金交付要件

10アール当たり

区分 貸付期間	新規	再設定	要件
3年以上 6年未満	8,000円		面的集積（おおむね60a以上）を満たすもの
6年以上 10年未満	20,000円	16,000円	再設定の場合は面的集積要件あり
10年以上	30,000円	24,000円	
受け手要件	中核農家の基準		

（注）奨励金額は事業指定年度により町村で異なります。

利用者の声

Bさん（屋形・48歳）
私は部落説明会でこの制度を知りました。昨年、農地を買ってほしいという話しがもちあがり、農業委員会に出向いて詳しい内容を聞き、さらに貸付要件にも該当しましたの

で、さっそく、利用増進と取得資金の借入れの手続きをしました。資金、登記の流れがスムーズに運び、とても良い制度だと思います。後継者がいますので、機会があったらまたこの制度を利用して、規模を拡大したいと思っています。

意欲ある若い人たちのための制度

農地取得資金

特例特典

利用権設定等促進事業により農地を売ったり買ったりの場合は、次のような税制上の特典があります。

- 税制**
- (イ) 譲渡所得税 特別控除 500万円（農用地に限る）
 - (ロ) 登録免許税 税率軽減 $\frac{16}{1000}$ （一般 $\frac{50}{1000}$ ）
 - (ハ) 不動産取得税 軽減措置 取得価格の $\frac{1}{3}$ 控除（農用地区域外の農振地域 $\frac{1}{4}$ ）

金融

農地取得資金貸付限度額 1,700万円
年利率 3.5%又は 5.0%、償還期限25年以内）

守ろう農地・耕そう荒地

農用地利用増進計画作成の流れ

